

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年4月16日
【ファンド名】	ノムラ・ファンド・セレクト - アジア・ハイ・イールド・ボンド (Nomura Fund Select - Asia High Yield Bond)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)
【代表者の役職氏名】	取締役 フランソワ・ジョン (Francois John, Director)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、 ウグランド・ハウス、私書箱309 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【提出理由】

ノムラ・ファンド・セレクト - アジア・ハイ・イールド・ボンド（Nomura Fund Select - Asia High Yield Bond）（以下「ファンド」といいます。）の管理会社であるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」といいます。）は、ファンドを2025年5月30日付で早期償還することを2025年4月14日付で決定しました。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

2025年5月30日（早期償還日）

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドは、すべてのクラスの受益証券の純資産総額の合計が5,000万米ドル（または相当額）を下回った場合、投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により決定する日に償還します。ファンドの純資産総額は2025年3月31日現在で5,000万米ドル未満です。今後の資産増加も見込み難いことから、ファンドの運用を継続することは、受益者の利益に適うものではないと判断しました。このような状況において、ファンドを償還することを決定いたしました。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社が作成した2025年4月14日付の書面により、日本における販売会社（ファンドの受益証券の登録受益者）に通知しました。

添付書類

- 1．在職証明
- 2．委任状